

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

ア 緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の貸付が終了した世帯

※総合支援資金延長申請の受付は令和3年6月末までのため、令和3年7月以降に申請する方は総合支援資金延長申請の貸付がなくても申請することができます

イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3ヶ月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3ヶ月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日（金）より、全国で受付開始
- ・ 令和3年11月末まで受付

お問合せ先

● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関へご相談の上、市町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の初回及び延長の貸付が6ヶ月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A ①再貸付の申請書と借用書

②既に借りている総合支援資金延長申請の借用書の写しもしくは
入金の確認ができるもの（通帳の写し等）

③貸付金を振り込む通帳の写しをご用意ください。

（居住地や世帯に変更がある場合は住民票が、通帳がない場合キャッシュカードの写しが必要です。）

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 振込予定日を群馬県社会福祉協議会ホームページに掲載しておりますので
ご確認ください。

Q4 借り受けたお金の返済方法はどうなりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります（要件等は現在、厚生労働省で検討中です）。

Q6 郵送で申請した場合、11月30日の消印は有効ですか？

A 申請書類は11月30日までに市町村社協必着です。11月30日消印であっても市町村社会福祉協議会への到着が12月1日以降であれば対象外となります。